

第 5 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成28年1月25日

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 5 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成28年1月25日（月曜日）

午前9時59分開議

午前10時47分閉会

本日の会議に付した事件

地方創生の取り組みについて

報告事項

①平成27年地方分権改革の提案募集について

②「平成27年度総務常任委員会における取り組みの成果」の取りまとめについて

出席委員（7人）

委員長 高野洋介
副委員長 淵上陽一
委員 岩下栄一
委員 小早川宗弘
委員 西聖一
委員 西山宗孝
委員 山本伸裕

欠席委員（1人）

委員 池田和貴

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

知事公室

公室長 田嶋徹
危機管理監 能登哲也
秘書課長 島田邦満
広報課長 吉永明彦
危機管理防災課長 沼川敦彦
知事公室付政策調整監 平井宏英

総務部

部長 木村敬

理事兼県中央広域本部長兼

市町村・税務局長 永井正幸

政策審議監 古閑陽一

総務私学局長 加久伸治

人事課長 青木政俊

財政課長 正木祐輔

県政情報文書課長 田原牧人

首席審議員兼

総務事務センター長 古谷秀晴

管財課長 柳田紀代子

私学振興課長 橋本有毅

市町村課長兼

県央広域本部総務部長 竹内信義

消防保安課長 松岡大智

税務課長 斉藤浩幸

企画振興部

企画振興部長 島崎征夫

政策審議監 坂本浩

地域・文化振興局長 山本國雄

交通政策・情報局長 福島誠治

首席審議員兼企画課長 吉田誠

地域振興課長兼

県央広域本部振興部長 横井淳一

文化企画・

世界遺産推進課長 本田圭

川辺川ダム総合対策課長 水谷孝司

交通政策課長 藤井一恵

政策監 小金丸健

情報企画課長 松永正伸

統計調査課長 上田英典

出納局

会計管理者兼出納局長 山本理

首席審議員兼会計課長 瀬戸浩一

管理調達課長 田上英充

人事委員会事務局

局長 宮尾尚

首席審議員兼総務課長 吉富寛

公務員課長 井 上 知 行
監査委員事務局

局 長 牧 野 俊 彦
首席審議員兼監査監 本 田 雅 裕
監査監 小 原 信
監査監 千 羽 一 樹

議会事務局

局 長 佐 藤 伸 之
次長兼総務課長 中 島 昭 則
議事課長 塘 岡 弘 幸
政務調査課長 富 永 章 子

事務局職員出席者

議事課主幹 左 座 守
政務調査課主幹 濱 邊 誠 治

午前9時59分開議

○高野洋介委員長 それでは、ただいまから第5回総務常任委員会を開会いたします。

初めに、次第の2、地方創生の取り組みについて、担当課長から説明を受けた後に質疑を受けたいと思います。説明は、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

○吉田企画課長 総務常任委員会説明資料の3ページをごらんください。

地方創生につきまして、まず地方創生に係る経緯について御説明をさせていただきます。

まず、一番上段でございますが、平成26年5月に、増田寛也前総務大臣が座長を務める日本創成会議の人口減少問題検討分科会、こちらにおきまして、いわゆる消滅可能都市として、若年の女性20から39歳が50%以上減少する市町村が896市町村あるという発表がなされました。その後、26年の9月におきまして、政府において地方創生担当大臣を新設され、内閣にまち・ひと・しごと創生本部が設

置されております。

こういった状況を受けまして、熊本県におきましても、平成27年の3月に、幸せ実感くまもと「まち・ひと・しごと」づくり推進会議を設置しており、翌4月には、熊本版地方創生コンシェルジュのほうを配置しております。また、平成27年、同年の10月におきまして、熊本県人口ビジョン、熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略のほうを策定しているところでございます。

続きまして、4ページになります。

○竹内市町村課長 市町村課でございます。

当課からは、資料の4ページから8ページまでを使いまして、地方創生に係ります県内市町村への支援状況などを中心に御説明させていただきます。

まず、4ページのほうでございますが、上段につきましては、9月議会で御報告させていただいた内容の再掲となりますので、下のほうの枠内、平成27年度下半期の取り組みのほうから説明をさせていただきます。

まず、1つ目の二重丸でございますが、各市町村の人口ビジョン、総合戦略の策定が進んできたことから、11月に、県庁ホームページに県内市町村の人口ビジョン、総合戦略を一元的に掲載するページを作成し、情報発信と情報共有ができるようにしております。

次に、2つ目の二重丸ですが、市町村が策定した戦略に基づきまして、具体的な施策の立案ができるよう、11月16日に、内閣府参事官補佐、それから上乘せ交付金の審査を行いました外部の評定委員をお招きして、施策立案検討会を開催しております。

さらに、今月14日には、市町村も含めました熊本県全体の地方創生を県と市町村が連携して進めていくために、市長会や町村会との共催によりまして、くまもと創生フォーラムを開催しております。市町村長のみならず、市町村議会、自治体職員、県議会、金融機関

などから300名を超える方々に御参加いただいております。

次に、3つ目の二重丸、国の交付金活用に向けた支援についてですが、こちらについては、下の5ページにより御説明させていただきます。

先週水曜日、1月20日に、国会におきまして国の補正予算が成立しております。補正予算では、総合戦略に基づく自治体の取り組みの加速化を図る地方創生加速化交付金が措置されることとなっております。

交付金の枠組みなどにつきましては、後ほど企画課長のほうから説明されますが、県としては、全ての市町村がこの交付金を申請できますよう、早目早目の支援を進めております。

5ページの資料、左側が国の動き、右側に本県の取り組み状況というのを書いてございますが、国の説明会の前後に、きめ細かく県主催の検討会、それから、説明会、個別相談等を行っていることがおわかりいただけるかと思えます。

資料、国の動きの加速化交付金実施要項配布、ここにつきまして、今資料のほうには日付が入っておりませんが、これは先週木曜日、1月21日の夜11時ごろに、国から交付金に関する交付要項が届いております。

当課では、既に国の補正予算成立前の1月18日から、広域本部配置のコンシェルジュとともに、訪問も含めまして市町村への個別相談に着手するなど、国の動きを先取りしながら市町村への支援を進めているところでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

これまでの県主催の支援会議等の開催状況を一覧にまとめております。内容のほうの説明は、先ほどとかぶりますので省略させていただきます。

続いて、7ページをお願いいたします。

県内市町村の人口ビジョン、総合戦略の策

定状況を一覧にしております。

資料右下枠内のところに記載しておりますとおり、先月末までに36団体が策定を完了しております。残り9団体につきましても、3月までには策定を終える予定としております。

なお、各市町村の総合戦略の内容につきましては、資料下に記載しておりますとおり、県庁ホームページからごらんいただけるようにしているところでございます。

最後に、おめくりいただきまして8ページをお願いいたします。

これまでも県議会におきまして、地方創生を進めるに当たりましては、地域間の連携が必要との御意見をいただいているところでございます。そのことも踏まえまして、市町村が総合戦略を策定する際に、熊本版コンシェルジュ等を通じて、広域連携や県を含む地域内連携の取り組みを盛り込むよう助言してきたところでございます。その結果、総合戦略策定済み36団体全てで、戦略に連携が明記されております。

具体的な連携施策としては、資料のとおり、9分野89施策に上ります。現在策定中の9団体においても、連携施策が掲げられますよう、引き続き支援をしてまいります。

市町村課は以上でございます。

○吉田企画課長 続きまして、企画課のほうから、9ページ以降御説明をさせていただきます。9ページをごらんください。

地方創生関係交付金の概要としております。

こちらにつきましては、地方創生関係で既に交付済みとなっている交付金及び政府が今後作成するとされている交付金等について、一覧表にさせていただきます。

まず、表の一番左をごらんください。

地方創生先行型(基礎交付分)とあります。こちらにつきましては、平成26年度補正予算

において交付されたものでございます。

交付対象事業につきましては、総合戦略策定に係る事業もしくは策定に先行して行う事業ということで、このときは26年の補正でございますので、総合戦略に位置づけられる見込みの事業について交付するというので、配分につきましては、人口、財政力指数等に基づき配分をされております。

本県につきましては、交付額12億ということで、57事業について充てられているところでございます。なお、県内市町村につきましては、45市町村、20.2億について配分がされているところでございます。

次に、真ん中の地方創生先行型(上乘せ交付分)のほうをごらんください。

こちらにつきましても、26年度補正予算でございますが、国が基礎交付分配分の際に、300億、国において留保されておまして、こちらにつきましては、まずタイプⅠとして、他の地方公共団体の参考となる先駆性を有する事業、こちらにつきましては、いわゆるコンペ方式、外部有識者による審査を経て、コンペ方式によって配分がなされたものでございます。

こちらにつきましては、熊本県におきましては、交付事業数10事業、交付額4.5億円となっております。また、県内市町村におきましては、18事業、3.1億円の配分がなされているものでございます。

また、タイプⅡにつきましては、こちらについては地方版総合戦略の早期策定に伴う地方版総合戦略推進のための事業という形になっておまして、こちらについては、今年の10月末までに地方版総合戦略を策定した団体について、上限1,000万で交付されているものでございます。

県においては、1事業、1,000万、県内市町村におきましては、53事業、2億円配分されているものでございます。

点線の右側2つが、今後の交付される予定

の交付金となっております。

まず、地方創生加速化交付金でございます。

こちらにつきましては、27年度補正予算において、予算額1,000億円で準備されているものでございます。概要につきましては、総合戦略に基づく各自治体の取り組みについて、先駆性を高め、レベルアップの加速化を図るものという形にされております。

予算の規模等の部分をごらんいただきたいのですが、こちらにつきましては、申請事業数は県単独5事業とされておまして、交付予定額につきましては、国からは4億円から8億円を目安とされております。市町村におきましては、市町村単独事業分については2事業、交付予定につきましては、1市町村当たり4,000万円から8,000万円程度を目安とされております。

次に、新型交付金(地方創生推進交付金)でございます。

こちらにつきましては、平成28年度当初予算において準備されているものでございまして、予算額、こちら1,000億円になっております。ただし、これまで補助率につきましては10分の10とされていたところが、28年度当初予算のこの分につきましては、補助率2分の1というふうにされております。

こちらにつきましては、地方創生の深化に向けた地方公共団体の自主的、主体的な取り組みを支援するものとされておまして、先駆性のある取り組みであったり、既存事業の隘路を打開する取り組みについて配分するという形とされております。

次に、10ページをごらんください。

10ページのほうに、政府が作成した交付金の概要のイメージ図を添付しております。

政府においては、まず26年度補正の基礎交付分、そして300億の上乗せ交付分によって地方版総合戦略の策定、こちらのほうを促進するというので、今回の27年度補正の加速

化交付金及び来年度予定されております28年度新型交付金において、策定された地方版総合戦略の推進を図っていくという形の整理をされているところでございます。

続いて、11ページをごらんください。

11ページには、地方創生先行型(上乘せ交付分)の熊本県事業一覧を掲載させていただいております。

こちらにつきましては、先ほど申し上げたとおり、300億の部分でございますが、タイプⅠにつきましては、熊本県交付決定額4億5,000万円強ということで、採択事業数、交付決定額とも全国1位というふうになっております。

また、具体的な内容につきましては、県単独分として5事業、県境を越えた広域連携分として5事業を申請し、交付をいただいているところでございます。

続きまして、12ページをごらんください。

12ページ、13ページと、上乘せ交付金の市町村事業の一覧を掲載させていただいております。

12ページにおきましては、タイプⅠ、先駆性を有する事業への交付分、こちらを掲載させていただいております。13ページにおいては、タイプⅡ、昨年の10月までに総合戦略を策定した団体への交付分、こちらについて事業の一覧を掲載させていただいております。説明のほうは割愛をさせていただきます。

続きまして、14ページをごらんください。

14ページにおきましては、平成27年度補正予算において創設されました地方創生加速化交付金の概要について掲載をさせていただいております。

まず、事業概要、目的の部分をごらんください。

目的としては、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、地方創生加速化交付金を創設するとされております。また、上乘せ交付金等での特徴的な事例も参考にしつつ、

先駆性を高め、レベルアップの加速化を図るというふうにされておまして、事業イメージ、具体例のほうをごらんいただきたいのですが、地域のしごと創生に重点を置きつつ、効果の発現が高い事業を対象ということで、例示として、しごと創生、人の流れ、働き方改革、まちづくり、こういった分野について例示がなされているところでございます。

そして、国において期待される効果として、各自治体が取り組みの先駆性を高め、レベルアップの加速化が図られることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しい人の流れ、まちの活性化など、目に見える地方創生の実現に寄与ということ、国においては期待しているということでございます。

続きまして、15ページをごらんください。

15ページにおきましては、平成28年度当初予算で創設されます地方創生の深化のための新型交付金と言われる交付金の概要を掲載しております。

こちらの事業概要、目的のところをごらんいただきたいのですが、こちらにつきましては、自治体の自主的、主体的な取り組みで先駆的なものを支援ということで、KPIの設定等により従来の縦割りの事業を超えた取り組みを支援するというところで、③にありますが、地域再生法に基づく交付金というふうにされております。

また、資金の流れの部分でございますが、交付金については、補助率2分の1とされておりまして、2分の1の地方負担につきましては、地方財政措置のほうを講じる予定というふうにされております。

また、事業イメージ、具体例のほうをごらんください。

対象事業につきましては、例えばの例示として、先駆性のある取り組みであったり、既存事業の隘路を発見し、打開する取り組み、また、先駆的、優良事例の横展開が期待され

る事業とされております。

また、手続の部分ですが、先ほど御説明いたしましたとおり、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定したものについて対象となっております。また、複数年度の事業も可能というふうにされております。

続きまして、16ページをごらんください。

16ページには、政府関係機関の地方移転について記載をさせていただいております。

まず、16ページ、全体像でございますが、政府関係機関の地方移転につきましては、地方からの提案を踏まえ、地方創生に資する研究機関等政府関係機関、独立行政法人も含んだものの移転を図ることとされております。

まず、絵のほうをごらんいただきたいのですが、地方からの提案、こちらは、昨年の8月において、地方からの誘致条件整備案を付した提案について、70機関について提案を政府において受け付けております。熊本県におきましては、6機関、3提案をさせていただいたところでございます。

また、その後、まち・ひと・しごと創生本部での検討ということで、有識者を交えた意見聴取のほうがなされております。

そして、昨年の12月において、地方提案に対する考え方の決定ということで、地方提案に対する評価と対応方針案について取りまとめがなされております。この取りまとめにおいて、提案の中から具体的に検討するということで、23機関が選定されております。

また、本年の3月に、移転方針の決定ということで、まち・ひと・しごと創生本部で移転等の機関の決定がなされ、本年の4月以降、移転に向けた具体的な取り組みの実施がされるというふうにされております。

17ページをごらんください。

17ページにおきましては、本県提案の環境調査研修所の機能の一部移転について掲載をさせていただいております。

本県におきましては、3提案、6機関の提案をさせていただいたところでございますが、有識者の意見聴取等々を経まして、昨年の12月の取りまとめの公表段階におきまして、この環境調査研修所について、今後具体的な検討を進めるというふうにされているところでございます。

まず、左側の部分をごらんいただければと思います。

まず、この機関については、環境行政担当職員等に対する環境保全に関する研修機関というふうになっております。

こちらの機関についてなんですけれども、まず熊本県、水俣の地域性ということで、公害の原点水俣病から「環境首都みなまた」への再生ということで、本県につきましては、御案内のとおり、水俣病の歴史がある中で、特に水俣市においては、持続可能な社会モデルを創造するというので、環境首都みなまたというふうに認められるまでになっております。

また、熊本県全体におきましても、環境立県くまもとということで、一昨年、140の国、地域の人々が参加した水俣条約外交会議が開催をされるなど、さまざまな取り組みをしているところでございます。

そして、右側のほうをごらんください。移転の効果のところでございます。

移転の効果の部分に記載させていただいているとおり、国においても、公害の原点と言われる水俣病から、公害対策、環境保全など、環境行政の原点に立ち返った研修が可能というふうに考えております。

また、県、水俣市におきましても、人的交流による新たな環境施策の展開が期待されるということで、こちらのほうを国に提案をして、現在、国と具体的なやりとりを進めさせていただいているところでございます。

最後のページ、18ページをごらんください。

18ページにおきましては、地方創生に係る九州全体の取り組みについて記載をさせていただいております。

こちらにつきましては、九州知事会と九州経済界において構成されます九州地域戦略会議において策定されました九州創生アクションプラン、通称JEWELSプランについて記載をしております。

こちらについては、平成27年、昨年10月に策定をされました。策定趣旨の部分にあります。九州地域戦略会議においては、日本の創生をこの地、九州から先導するという決意を示すということで、このアクションプランを策定し、地方創生九州宣言を具体化するということとしております。

具体的には、下に掲載をさせていただいております。しごとの場づくり、教育環境づくり、出産等の希望がかなう社会づくり、安心、安全な暮らしづくり、この4つを柱にして、九州、山口全体で今後取り組みを進めていくということで、行政、経済界一体となって取り組みを今後進めていくということとされております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○高野洋介委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○岩下栄一委員 環境調査研修所というのは、国の機関で、熊本に誘致するわけですが、今までどこにあったんですかね。

○吉田企画課長 今は埼玉県にございます。

○岩下栄一委員 職員が、埼玉からこっちへやってくるわけですかね。

○吉田企画課長 委員御指摘のように、我々としては、職員も含めて埼玉からこちらへ、担当職員には移住していただきたいというふうに考えております。

○岩下栄一委員 大変結構なことだと思うんですね。確かに水俣は公害の原点だから、より一層こうした組織が充実していくことを期待したいと思います。

それからもう1点、地方創生が出てきたときに、最初は人口減少社会の到来というのが前提にあって、とにかく日本の人口がどんどん減っていくというので、ふやしていかなきゃいかぬというのが前提にあったと思うんですね。

各市町村の提案がたくさん出て、予算がついて結構なことでありますけれども、各市町村の提案内容をよく見ても、要するに出生率というか、人口増加に伴う事業というのがあんまりたくさんないみたいな気がします。やっぱり出生率を上げて人口をふやさないと、交流人口をふやしても日本の人口はふえませんか。

それで、もうちょっと子育て支援とか、具体的な人口増に伴う事業がもうちょっとあっていいんじゃないかなというふうに思いますけれども、どんなですかね。

○竹内市町村課長 資料の8ページのほうに掲載させていただいておりますのは、市町村が広域で取り組む部分ということで、中には結婚支援等ということで入れております。個別の市町村におきまして、子育て支援対策、あるいは、より子育てをするために外から若い方を呼んでくる、あるいは仕事をつくる取り組み、そういったものは個別の戦略の中にはそれぞれ書いているところがございます。

今回御紹介させていただいているのは広域連携の取り組みということで、ちょっとそこら辺が表に余り出てないところではござい

すが、それぞれに市町村の特性に応じた取り組みをやるということは書いてきているところでございます。

○岩下栄一委員 出生率の高い府県というか、地域というか、そういうものをよく調べて、参考にしていくということも大事じゃないかなというふうに思います。

以上です。意見です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○西聖一委員 岩下先生とも関連するんですけども、要するに人口減少をとめたいという話で、県も戦略を策定して、まあ高どまり、この事業をすれば高どまりという方向性まで出しましたが、市町村も全部計画はできていませんけれども、市町村が積み上げた人口減少の想定と県の想定乖離はどれくらいあるか、今のところどんな感じでしょうか。

○竹内市町村課長 先ほどちょっと資料のほうに載せておりますけれども、残り9団体がまだ策定しておりませんが、現在、例えば熊本市であれば、原案とかを人口ビジョンについても委員会のほうにも提示をしているところでございます。そこらあたりを全体集計し試算しているところでは、大体県の目標値とほぼ変わらないところに合計が行くのではないかと。ただ、大きなところでまだ、菊池とか宇城とか、そういった市のところでの人口ビジョンというのができていませんので、そこについては見ていきたいと思っておりますが、全体の傾向としては、県と余り変わらない状態にはなっているかというふうに認識しております。

○西聖一委員 それはもう結構なことで、逆に、すごく厳しく見ている市町村みたいなのがあればちょっと教えていただければと思い

ますが。

○竹内市町村課長 個別の市町村でいきますと、やはり人口規模が小さなところにつきましては、逆に社人研の推計よりもより大きなといいますか、県でいきますと、そこは1.23の率、目標とのパーセンテージのずれがあるんですけども、そこが逆に大きいところというのはいずれもでございます。

ただ、非常に厳しいと申しましても、県とあんまり変わらない、人口規模で申しますと、例えば芦北町さんなんかは1.16という、うちが1.23、県全体で1.23のところは1.16というところで、厳しい面を見積もっているというところは出ております。

○西聖一委員 わかりました。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○西山宗孝委員 2つほどお尋ねしたいんですけども、先ほどの岩下先生の質問と重複するかもしれませんが、政府機関の移転の中で、頭で3提案、6機関を県としては提案しているというふうに聞こえたんですが、今水俣の研修機関の例はお伺いしたんですけども、3提案、6機関ということについて少しお伺いできればと思いますけれども。

○吉田企画課長 県におきましては、8月の段階では、こちらの資料には、済みません、載っておりませんが、環境調査研修所以外につきまして、次世代型施設園芸の研究拠点の新たな設置ということで、本県の強みとする農業分野、特に施設園芸につきまして、次世代型最先端の技術を使って研究をしていただく、そういう研究拠点を新たに設置していただきたいということで、具体的には、今埼玉県にございます生物系特定産業技術研究支援センターというものがございま

す。また、茨城県のつくばにおきまして、つくば野菜研究拠点というものがございまして、こちらの2つにつきまして、次世代型施設園芸の研究拠点になるということで、本県への移転を提案していたところでございます。

また、有明海、八代海再生のための総合的な研究拠点、こちらについても、ぜひとも本県に移転していただきたいということで、この有明海、八代海再生に関連する研究機関が、神奈川県に中央水産研究所というのがございます。こちらと、あと茨城県に水産工学研究所というものがございます。また、長崎県に西海区水産研究所、有明海・八代海漁場環境研究センターというものがございます。こちらについても、ぜひとも本県に移転していただきたいということで提案をしていたところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、第三者における有識者検討会議等々の中で、まず、いわゆる首都圏、東京圏以外の研究機関については、本施策の趣旨から考えて、なかなか厳しいという意見が出たというふうに聞いております。そういった中で、なかなか移転をするということについては、よりさらなる精査等を要するのではないかという意見が出たということで、水産研究所等々の移転については、さらなる精査を要するというふうにされております。

また、次世代型施設園芸につきましては、こちらは具体的には農水省ですけれども、農水省とのやりとりの中で、農水省からは、久留米に似たような野菜の研究所があるのではないかという御指摘がありました。

熊本県におきましては、我々とすれば、次世代型の技術研究をしていただきたいので、全然違うと、全く異なる機能であるという主張をさせていただきましたが、農水省からはそういった指摘があったというところでございます。

また、もう1点、農水省からは、こういった研究機関を移転する場合には、研究機関だけではなくて、一緒に研究をしている機械メーカーの方々も同じように、例えばつくばならつくばに集積をしていると、そういったことで移転コストが余りにも膨大に上るという強い御意見があったところでございます。

そういった中で、今の時点では、具体的に検討を進める提案については、環境調査研修所が残っているところでございます。

以上でございます。

○西山宗孝委員 ありがとうございます。

神奈川県にある水産関係の研究所ですか、これについては、関係の企業とか、そういったことは特にないんですか。それとも、可能性についてはどうなんですか。

○吉田企画課長 有八の研究機関につきましては、この3つが一体となって我々は機能を発すると思っておりますので、そういった御提案をさせていただいたところ、先ほど申し上げたような理由で、こちらについては、さらなる精査を要するという形にされておるところでございます。

○西山宗孝委員 今後もまだ諦めないで精査されていくということですか。それとも、判定機関か何かで引き続き精査されるということなんですか。どうなんですか。

○吉田企画課長 我々とすれば、御提案をさせていただいたところでございますが、国においては、こちらについては、今、次のステップに進めていないという状況です。今後の展開については、国のほうの動きを待ちたいなと思っております。

○西山宗孝委員 済みません、ありがとうございました。

それともう1つ、加速化交付金というのが改めて、あるいは新型交付金というのが出てくるんですけども、これまでに先行的に計画をしたあるいは総合戦略を立てたということで、Ⅰタイプ、Ⅱタイプというふうに説明いただいたんですけども、今回、この地方創生の加速化交付金あるいは新型交付金について、これまで計画をつくっているところ、先行的な事業計画を出しているところが、他の市町村とかあるいは新しい計画を見ながら、自分ところで出した計画に加えて、それについて加速化あるいは地方創生の進行に加えていくのか、あるいは改めてまたこのメニューについてもということで振りかえができるのか。さっきお話があったように、隘路だったり、促進だったりという話がありましたので、そのあたりの整合といいますか、説明いただければと思いますけれども。

○吉田企画課長 加速化交付金といわゆる新型交付金と言われるものにつきましては、国のほうの説明におきましては、地方創生総合戦略に記載されている取り組みをまず大前提とするということで、その取り組みを具体化するような取り組みであって、かつ加速化交付金であれば、先駆的であって、レベルアップを図るものということになっておりますので、加速化交付金の部分につきましては、例えば前回ありました上乘せ交付分等々で申請し、ついた事業についても、単純に同じ事業の継続であっても、そちらはつけないけれども、さらにそのレベルアップを図っていく、もしくはさらに全国の先駆けとなるような先駆性を高めるというものであれば、こちらの対象になるというふうな説明を受けているところでございます。

また、新型交付金につきましては、その辺の、まだこれまでの事業との関係性ということまで、細かいところまで明示はされていないところではございますが、いずれにせ

よ、地方創生総合戦略、各自治体のその戦略に記載された取り組みというものを具体化していくという部分では、変わらないというふうに聞いております。

以上です。

○西山宗孝委員 わかりました。

○小早川宗弘委員 先ほどの西山先生の質問に関連してですけれども、14、15ページ、加速化交付金並びにこの地方創生新型交付金ですか、熊本県の場合、11ページを見ると、タイプⅠ、タイプⅡというふうなことで、採択事業数、交付決定額とも全国1位と。まあ、熊本県の場合は、基本的にこのタイプⅠの事業は今年度中に終わってしまっていて、それ以降は、こういう加速化交付金並びにこの新型交付金を使ってさらにレベルアップを図っていくという考えは、今のところはどのような考えなんですか。

○吉田企画課長 今、委員御指摘のとおり、タイプⅠにつきましては、今年度中に事業を完了するというところで進めております。

そして、熊本県におきまして、今、2月補正で出せるように準備はさせていただいておりますが、基本的にタイプⅠでやらせていただいた事業を、例えば仕事づくりの部分について言えば、当然継続性が求められますので、先ほど申し上げたとおり、さらに先駆性を高め、レベルアップが図れるような事業として、2月補正のほうで御審議いただきたいということで、今準備を進めております。

一部につきましては、そういう形で継続して事業展開をさせていただきたいというふうに思っておりますし、そのほかについても、例えば県境連携とか、そういった部分で新しい広域連携の取り組みができるものについては、他県等と連携して、そういった形で出させていただきたいというふうに考えておりま

す。

○小早川宗弘委員 わかりました。要するに、それは加速化交付金とかも使って、どんどん使っていくという意味ですか。

○吉田企画課長 そのとおりでございます。

○小早川宗弘委員 わかりました。

○高野洋介委員長 ほかにございせんか。——なければ、これで地方創生の取り組みについての質疑を終了いたします。

次に、次第の3、その他に入ります。

まず、平成27年地方分権改革の提案募集について、執行部から説明をお願いいたします。

○吉田企画課長 説明資料でございますが、報告資料、平成27年地方分権改革の提案募集についてをごらんください。

まず、1ページのほうをごらんください。

まず、地方分権改革におきましては、平成26年から、地方の発意に根差した新たな取り組みを推進するため、提案募集方式というのが導入されており、平成27年の提案募集については、昨年12月末に、地方からの提案に対する政府の対応方針というのが決定されたところでございます。本日は、こうした動きを踏まえて、地方からの提案等に対する対応方針の概要等々について御報告をさせていただきます。

まず、平成27年の地方からの提案等に対する対応方針概要についてでございますが、こちらは、右上に記載されておりますとおり、昨年12月22日の政府において閣議決定された地方からの提案に対する対応方針の概要でございます。

今回の提案募集の主な成果としましては、4ポツ、見直し事項にある新たな雇用対策の

仕組み、ハローワークの地方移管が挙げられます。これは、国のハローワークとは別に地方版ハローワークが創設され、地方公共団体は独自に職業紹介といったものが可能となります。

地方版ハローワークの詳細な制度設計につきましては、現在、地方公共団体の意見を踏まえながら検討を行っているということでございます。

また、2段目の診療所に係る病床設置許可権限等の指定都市への移譲につきましては、診療所の病床設置等の許可という都道府県知事の権限を政令都市の市長に移譲するというものでございまして、本県が提案したものでございます。こちらについては、政府の対応方針を受けて、法律の改正により提案が実施されるということとなっております。

続いて、2ページをごらんください。

平成27年の地方からの提案に関する対応状況でございます。

こちらは、右上に記載されておるとおり、政府の資料の抜粋となっております。

平成27年の地方から提案された228件のうち、提案の趣旨を踏まえ対応することとされた提案は124件、現行規定で対応可能とされた提案は42件、合計で166件となります。平成26年の実現、対応の割合に比べて、9.1ポイント増加、72.8%の提案が実現に向けて対応とされました。

続いて、3ページをごらんください。

熊本県の提案の状況でございます。

本県からは5件提案でございます。本県からの提案は、全て九州、山口の各県の同意が得られましたので、九州地方知事会の共同提案の形としております。

そのうち、先ほど御説明しました3番等の3件の提案につきましては、提案の趣旨を踏まえ対応するとの方針が示されております。この3つにつきましては、法律の改正により

提案が実現されるというふうになっておりません。

また、4番目、地方消費者行政推進交付金に係る活用期限の要件の緩和というものにつきましては、対応方針にバツ印と記載しているとおり、実現できなかったものとしております。

この提案につきましては、本交付金の活用の際に、要項において活用できる期間等が設定されておりまして、活用期限の要件の緩和を求めましたが、政府の回答としては、消費者行政の整備を早期に達成するために交付金の活用できる期間を定めているということで、提案の実現には至りませんでした。

さらに、5番目の文化財関係国庫補助金に係る補助対象の追加につきましては、対応方針では対象外ということで、こちらにつきましては、予算編成後に回答が取りまとめられる予定となっていることから、対象外となっております。

続いて、4ページのほうをごらんください。

県内市町村の提案の状況でございます。

県内からは、熊本市と山都町から2件提案されております。うち山都町が提案しました学校安全法に基づく医療費用援助事務に係る番号法の照会項目の追加については、提案の趣旨を踏まえ対応の方針が出されました。

また、2番目の熊本市が提案いたしました税以外の債権回収に係る税情報の利用拡大、こちらにつきましては、対応方針にバツと記載しているとおり、実現できませんでした。

こちらの提案については、地方税に関する調査の事務に関して、知り得た情報を非強制徴収債権や私債権の回収にも利用できるように規定の見直しを求めたものでございますが、政府からの回答として、こういった非強制徴収債権や私債権は、その内容が多様であり、一律に私人の秘密をその意に反して利用することは問題があるという理由で、提案の

実現には至っておりません。

資料の説明は以上でございます。今後も、地方創生に資する提案や地方の実情に合った提案ができるよう、企画振興部と各部局で連携をとってやってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○高野洋介委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、これで平成27年地方分権改革の募集提案についての質疑を終了いたします。

次に、その他の2、平成27年度総務常任委員会における取り組みの成果の取りまとめについて、私のほうから御報告いたします。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取り組みの一つとして、各常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取り組みの成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとなっております。

お手元に様式がございますが、委員会において審議された中で、委員から施策を推進する上でのさまざまな課題や要望が提起され、県執行部において対応がなされておりますが、その中から、執行部の取り組みが進んだ主な項目を取り組みの成果として取り上げ、紹介する予定です。

全委員会共通で、6月の第2回委員会から本日の委員会までの中で委員から提起された要望、提案等の中から、取り組みの進んだ項目をピックアップし、次回の2月定例会の委員会までに掲載(案)を作成し、委員の皆様へお示ししたいと思っておりますが、余り時間もございませんので、この作成については、項目のピックアップも含め、私と副委員長に

御一任いただいてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次回2月定例会の委員会において、作成した案を委員の皆様にお示ししますので、よろしく願いいたします。

次に、その他で何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 私のほうから1点御要望させていただきますと思います。

土曜日から降りました雪によりまして、県内各地でいろんな被害等があると思いますが、それぞれの部と連携しまして被害状況等を調べてもらいたいと思うんですけども、私の地元の五家荘地域で、通行どめになっており、孤立状態になっているというような情報もありますので、執行部挙げて一日でも早い復旧ができて、県内各地、きちんとした交通状況が確保できますように要望いたします。

ほかにございませんか。——なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情・要望書等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

今回は、2月定例会中の2月23日火曜日午前10時からの開催となります。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時47分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長